



知らせ

議会活動状況

●第3回議会定例会 **6**月

5 日 1 日 ●第3回議会定例会 経済建設常任委員会 総務厚生常任委員会 常任委員長打合せ 正副議 開会

閉会 議会全員協議会 第3回議会定例会 般質問

第3回議会定例会

令和2年第3回議会定例会が6

23日●例月出納検査

22日●区長会

月 5 日 原案どおり可決・同意されました。 13の議案が審議され、それぞれて開催されました。 審議された内容は次のとおりで 金 ~ 9日 (火) にかけ

一般質問

人事案件 された場合について(九鬼議員) 緊急事態宣言解除後の対応につ いて及び緊急事態宣言が再度出

条例制定 ることについて 議案第1号 の委員の選任につき同意を求め 黒滝村農業委員会

◆条例改正 議案第2号 策実施地域に係る固定資産税の 特別措置に関する条例 黒滝村半島振興対

る条例 費に関する条例の一部を改正す職員で常勤のものの給与及び旅 議案第3号 黒滝村の特別職の

・議案第5号 黒滝村税条例の一る条例の一部を改正する条例 務時間その他の勤務条件に関す 部を改正する条例

例の 議案第6号 一部を改正する条例

議案第7号 水条例の一部を改正する条例

税等の納期

7月31日(金)

後期高齢者医療 第1期

忘れずに

納付しましょう!

第2期

第1期

第1期

固定資産税

国民健康保険税

議案第9号 議案第8号 般会計補正予算(第2号) 令和2年度黒滝村

予算(第2号) 国民健康保険事業特別会計補正

議案第10号 簡易水道事業特別会計補正予算 (第1号) 令和2年度黒滝村

◆追加議案 ◆追加議案 ◆追加議案 ◆追加議案 部を改正する条例 期末手当 号会計

議案第12号 ター改修工事) ついて(わかすぎふれあいセン議案第12号 請負契約の締結に 請負契約の締結に

ついて 議案第13号 (ダンプ車購入事業)

◆その他 報告第1号

許費繰越計算書報告について

令和元年度繰越明

教育長の給与、

議案第4号

黒滝村介護保険条

◆補正予算 黒滝村簡易水道給

令和2年度黒滝村





結 果 落札金額 入札工事名 落札者 間 入札日 期 (消費稅込) わかすぎふれあい 5月27日 大七建設株式会社 89,951,400 円 令和3年 1月29日まで センター改修工事 株式会社 ダンプ車購入事業 6月4日 7,535,000 円 令和3年12月17日まで オケミ自動車

ニーズ調査 ・日常生活圏域 ご協力のお願い

を踏まえて3年ごとに見直すこ 変化や整備目標の達成状況など ととなっています。 介護保険制度は、 社会情勢の

事業及び高齢者福祉事業のさら このため本村では、 65歳以上で要介護認定を ト調査を実施します。 の見直しにあ 「黒滝村介 介護保険

ンケー を送付していますが、 要などを明らかにするためのア その現状やサービスに関する需 受けておられない方を対象に、 たり、 がお済みでない方は、 護保険事業計画」 なる充実を図るため 対象となる方には既に調査票 調査趣旨 未だ回答

うご協力お願いします までに投函していただきますよ をご理解のうえ7月10日(金) 医療費制度のお知らせ **〜新しい保険証が届きます〜** 次の保険証や高齢受給者証、 お問合せ先 保健福祉課 ※氏名、 ※後期高齢者医療制度の対象 さい が、 となる方は75歳以上の方です 更届出をしてください

ことができますので、 はお問合せください。 以上75歳未満の方は加入する

一定の障がいのある65歳

受給資格証の有効期限は、

7 月

31日です

もう使っています

ェネ

ツ

ク

医

薬

品

国民健康保険高齢受給者証 後期高齢者医療被保険者証

○ジェネリック医薬品

とは?

福祉医療費受給資格証

目を発揮する薬です。

成分が含まれていて

同等の効き

と同じ有効

新薬(先発医薬品)

ご確認いただき、**8月1日以降**、 ※有効期限の切れた保険証等 医療機関にかかるときは新し 「保険者証」等をご提示ください 「簡易書留」で郵送しますので へ返却いただくか、 (心身障害者医療費・ 親家庭等医療費) 役場窓口 (保健福祉課) い保険証等を7月下 ハサミを ひとり 旬に

更があったときは、 入れるなどして処分してくだ 住所、 健康保険証に変 事前に変 とで、 リック医薬品を使用しまし立ちますので、可能な限り ○ジェネリック医薬品に

替えるには?

ょ

よう。

〉 ク医薬品を使用する意思表示にな ~ シールを貼ることで、ジェネリッ ~ シールを活用しましょう。この ~ られるジェネリック医薬品希望 ~ ります。 う。 薬品を希望することを伝えま. 医師や薬剤師にジェネリック医 お薬手帳や保険証に貼り付け

保健福祉課までご連絡ください シールを希望される場合は、時に同封しております。 ルは今年3月末の保険証配付 : ? 役 場

善意銀行

(6月4日受理分まで)

皆さまの善意に対して心から 感謝申し上げます。

山口 哲雄

キヨエ氏 妻 満中陰志と 50,000円

御礼として 10,000円

美慧子 様 浦 新型コロナウイルス対策の

令和元年度善意銀行収支報告

令和元年度中に 皆さまの善意で寄せられたお金

(預金利子含む)

令和2年3月末の預金残高 11,362,156円

このお金は村内の金融機関 に預け、収支については民生・ 児童委員協議会で管理し、払 い出しについては社会福祉に 活用しています。

安心箱設置 26,470円

が安く抑えられています。

ジェネリック医薬品に変えるこ

薬代の支払負担が少なくな

め、開発費が抑えられ価格

(薬価)

新薬の開発成果を利用できるた

693円 571.

◆令和元年度の支出状況

免民 発等のは つ い 7

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯は、申請により、国民健康 保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免が受けられます。

◆対象となる世帯

【減免事由①】主たる生計維持者が死亡した、または重篤な傷病(※1)を負った世帯 ※1 新型コロナウイルス感染症の症状が重く、回復までに長期間を要する等により、 世帯の経済状況等に与える影響が大きいと認められる場合をいい、具体的には、 1ヶ月以上の治療を要すると認められる場合

【減免事由②】主たる生計維持者の事業収入等(不動産収入、事業収入、給与収入及び山 林収入)の減少が見込まれ、次の要件の全てに該当する世帯

- 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の 10分の3以上であること
- イ 主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること(※2)
- 主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の 所得の合計額が400万円以下であること

※2 介護保険料については、イの要件は対象外です。

◆対象となる保険税

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期にかかる保険税(料)

◆減免割合

【減免事由①】対象となる期間の保険税(料)全額

【減免事由②】次の減免割合一覧のとおり

減免割合一覧

○国民健康保険税 後期高齢者医療保険料

対象保険税(料)額	前年の合計所得金額等	減免割合
	前年の合計所得金額にかかわらず 事業等の廃止、失業	10/10
	3 0 0 万円以下	10/10
保険税(料)額× 減少が見込まれる事業収入等 の前年所得金額	400万円以下	8/10
前年の合計所得金額	5 5 0 万円以下	6/10
	7 5 0 万円以下	4/10
	1,000万円以下	2/10

○介護保険料

対象保険料額	前年の合計所得金額等	減免割合
減少が見込まれる事業収入等 保険料額×	前年の合計所得金額にかかわらず 事業等の廃止、失業	10/10
の前年所得金額 前年の合計所得金額	200万円以下	10/10
	200万円超	8/10

◆お問合せ先 保健福祉課

令和2年度 労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は、 6月1日(月)~8月31日(月)です。

令和2年度分(7月分から翌年6月分)の免除等の受付は、 7月1日から開始されます。また、申請時点の2年1ヶ月前の た、申がら開始されます。ま

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、年度更新期間について 令和2年8月31日まで延長することといたしました。

- ○また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の 減少があった事業主の方にあっては、申請により、労働保険料等の納付を、 1年間猶予することができます。
- ○労働保険の年度更新は管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送ま たは電子申請でも受け付けており、直接窓口に出向くことなく申告するこ とが可能です。

厚生労働省・奈良労働局・労働基準監督署

は、お問い合わせる例措置もありますの 例措置もありますので、詳し収入減少が生じた場合の臨時ス感染症の影響により相当程 ★ 大和高田年金事政 大和高田年金事政 大和高田年金事政 務所 、詳しくの臨時特別相当程度

0 つ

状態で、

を受け

▋預けて安心!自筆証書遺言書保管制度

本年7月10日(金)から全国の法務局で自筆証書遺言書保管制度の利用を開始します。 ご自身の財産をご家族へ確実に託す方法の一つとしてご自身で作成する自筆証書遺言に係る 遺言書を検討されるに当たっては、本制度を是非ご活用ください。

合には、保険関合には、保険関合には、保険関

りますので、

口に申請してくださので、村役場の国民

険料を納付することが困難な場

経済的な理由等で国民年金保い場合があります。

金

・遺族基礎年金が受けられ

2

3 5 3

や「納付猶予制度(50歳未満)」猶予となる「保険料免除制度」合には、保険料の納付が免除・

【本制度の特徴】

除される特例免除制度がありま申請によって保険料の納付を免ことが経済的に困難な方には、

新型コロナウイ

- ・ 遺言書の原本を法務局が預かりますので、遺言書の紛失・亡失、相続人等による遺言書の廃棄・ 隠蔽・改ざんの心配がありません。
- ・相続開始後、相続人等は、遺言書の保管の有無の確認、遺言書の内容の閲覧、証明書の交付を 受けることで、遺言書の存在・内容を把握できます。
- 本制度の遺言書は家庭裁判所の検認を要しないことから、遺言書に従った相続手続早期完了が 期待できます。

※本制度の申請手続には事前予約が必要です。詳しくは下記のお問合せ先へご確認ください。

・遺言書の保管の申請には、1通につき、手数料3,900円がかかります。

【本制度のお問合せ先】

<ホームページによるお問合せ>

制度に関する概要 ※|法務省遺言書保管制度|で検索ください。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

申請手続の事前予約(※7月1日以降) ※ 法務局 手続案内予約 で検索ください。

http://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/

<電話によるお問合せ>(法務局(遺言書保管所))

奈良地方法務局供託課 ☎0742-23-5456

奈良地方法務局五條支局 ☎0747-22-2484

新型コロナウイルス感染症に関する情報

(※6月18日現在)

国の緊急事態宣言は解除されましたが、引き続きしばらくの間、村民のみなさんへの情報提 供や、感染の発生と拡大の防止に関する取り組みなどを、総合的にお知らせします。

◇中止・延期となった7月の主な行事等◇

●巡回健康教室 ➡ 延期 ●差別をなくす村民集会 7月14日(火)開催予定 ➡ 中止

◇ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画 ◇

新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活 の支援を通じた地方創生を図ることを目的として、国の交付金を受けて、村が実情に応じたき め細やかな事業を実施するための主な事業計画は、次のとおりです。※() は担当課

- ●新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業(企画政策課)
 - ・概要 奈良県の休業要請に応じた村内事業者を対象に、奈良県から支給される新型コロナ ウイルス感染症拡大防止協力金に上乗せして協力金を支給
 - ・金額 一事業者あたり10万円
- ●新型コロナウイルス感染症拡大防止支援金事業(企画政策課)
 - ・概要 村内事業者のうち、県から支給される新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の 対象にならなかった観光等に関わる事業者に支援金を支給
 - ・金額 一事業者あたり10万円
- ●新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業(企画政策課)
 - ・概要 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業及び新型コロナウイルス感染症拡大 防止支援金事業の対象となった事業者のうち、感染予防に努め、知恵と工夫で事業 を継続し、村を元気にしようとする取り組みを行う者に対して支援金を加算
 - ・金額 一事業者あたり5万円
- ●新型コロナウイルス感染症予防対策事業(保健福祉課・住民生活課)
- ・概要 村民の新型コロナウイルス感染症予防対策に資するため、不織布マスクや家庭用ゴ ミ袋など、生活必需品を配布
- ・配付数量 不織布マスク:一人当たり25枚

村指定ゴミ袋等引換券:一世帯あたり500円分

- ●子育て世帯への上乗せ臨時特別給付金交付事業(保健福祉課)
 - ・概要 ①「令和2年度子育て世帯に対する臨時特別給付金」の上乗せ措置として一時金を
 - ②「村単児童養育手当給付金」の上乗せ措置として一時金を給付
 - ・金額 ①子ども一人あたり1万円
 - ②15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある第3子以降一人あたり 1万円
- ●家計支援水道基本料金減免事業(林業建設課)
 - ・概要 新型コロナウイルス感染拡大防止のため外出自粛要請等に伴い、村民への生活支援 及び経済的負担の軽減対策として、村簡易水道使用料の「基本料金」を減免
 - 7月~9月の3ヶ月間
- ※ 上記の他、防災避難所感染防止対策、公共施設等感染防止対策、濃厚接触者等生活支援サービス 対策、小中学校情報通信環境整備対策等を講じるための計画に取り組んで参ります。

新型コロナウイルス感染症予防にご協力いただき、ありがとうございます。

感染予防には一人ひとりの心がけが重要です。お互いに人と人との距離を保ち、マスクの ●

- 着用やこまめな手洗い、咳エチケット、換気を心がけ、しっかりと感染予防対策をしましょう。 買い物は、お一人または少人数で、すいている時間にできるよう工夫しましょう。
 - 高齢者や持病がある人は、人ごみを避けるなど、よりご留意してください。

 - 新しい生活様式の定着に向けて、ご協力方よろしくお願いします。

黒滝村新型コロナウイルス感染症対策本部 事務局(役場 保健福祉課)

新型コロナウイルス感染症に関連した 森法務大臣メッセージ

まず、冒頭、人と人との接触を8割削減するとの目標の実現に向けて、外出 自粛の要請に応えてくださっている国民の皆様に改めて感謝申し上げます。ま た,新型コロナウイルス感染症に関連して,昼夜を問わず,最前線で検査や治 療などにご尽力されている医療従事者の方々に心からの敬意を表したいと思い ます。さらに,生活物資の輸送など社会機能の維持に貢献してくださっている 方々にも心から謝意を申し上げます。

しかしながら,これらの方々やそのご家族が不当な差別的取扱いを受けるな ど悲しい事例も報道されています。国民が一丸となって感染の拡大に立ち向か うべきときに、こうした方々を傷付けるような不当な差別や偏見は決してあっ てはなりません。感染者やその属する施設・機関あるいは,我が国に居住する 外国人の方々等に対する誤解や偏見に基づく差別もあってはならないもので す。一方で、休業や外出の自粛が要請されている中で、DVや虐待の増加も大 きな心配です。私たちは、皆さんの助けになりたいと考えています。

法務省の人権擁護機関では,差別や虐待等の様々な人権問題について,電話 やインターネットで相談を受け付けています。配偶者やパートナーからのDV にお悩みの方は、「みんなの人権110番」や「女性の人権ホットライン」に 電話してください。インターネットによるメール相談もご利用ください。児童 生徒の皆さんは、フリーダイヤル「子どもの人権110番」やスマートフォン からも利用可能な「子どもの人権SOS- e メール」を活用してください。そ して,DVや虐待を見聞きした方も,どうぞ私たちにご連絡ください。秘密は 守ります。安心してください。一人で悩まずに,どうぞ,ご相談ください。



・ジャンボ宝

◆場所 黒滝村役場 ◆日時 7月14日 (火) 午前9時~正午 についての相談して、次の日程へす運動強調月 されますの

相談所

会をを の明なく 月す運 間る動 で運

目指しましょう。 早めに対策して元気で長生きをらフレイルかもしれません。 !」と思った

報

問が導入されます。 ものとして、「フレイル」の状態 で活用されている質問票に代わる になっているかをチェックする質 変更後の質問票は、 75歳以上の人を対象に行う健診

情

栄養状態などを把握し、頭目を尋ね、後期高齢者動の習慣、物忘れの有無 フレイルとは、活動的なの早期発見に活用します。 ね、後期高齢者の運動や、物忘れの有無などの15の質問票は、食生活や運 活動的な生活を フレイル

習慣など生活習慣を整えたりする 介護の状態に進むきっかけです。 険が高くなります。 覚症状がない場合も多いです。 ある「虚弱状態」を指します に治療するとともに、栄養や運動 力が失われ、要介護状態となる危 かったりすると、思った以上に体レイルの時期に感染症などにか している状態と要介護状態の間に 一方で、 事故、薬の副作用なども要 フレイル状態から脱却で 持っている病気を適切 様々な病気、 フ 自

> です。 きることもわかっています。 イルは早期発見と早期対策が大事 フレ

> > (子宮がん・乳がん)

◆お問合せ先 保健福祉課

特定健診 ・後期高齢者健診

ことを目的として、 の生活習慣病等を早期に見つける高血圧、脂質異常症、糖尿病等 実施していま

◆対象者

- 40歳~74歳の方国民健康保険に加入している
- ている方 後期高齢者医療制度に加入し

◆実施期間

令和2年7月

づ

令和3年 月

31 目

自己負担

無料

無料

▼実施内容

液検査(血中脂質・肝機能・血身体計測、身体診察、血圧、血 尿検査等

での受診をご希望される方にはしていますが、それ以外の日程診等は、11月20日(金)を予定※今年度の集団がん検診・特定健 受診券を郵送しますのでご連絡 ください。

種 類

子宮がん検診

(頸部)

乳がん検診

お問合せ先

保健福祉課

お問合せ先

保健福祉課

◆定員 10 名

◆申込期間

令和2年7月1

Ė

令和3年3月31日

令和3年2月6日

◆実施期間 ◆自己負担

令和2年7月1日

方(2年連続ではない方を優先) 村内に住民票がある40歳以上の

3,

受けてから、 診することができます。 ◆申込期間 ◆実施期間 、役場で受診票の発行を事前に左記のがん検診を希望される方 令和2年7月1 指定の医療機関で受 令和2年7 P和2年7月1日~ 令和3年3月3日 令和3年2月6日 月 日

◆対象者

ſ	为 茗	Ž
・問診 ・頸部細胞診		
・問診 ・マンモ 「40~		フィ検査 歳 2方向
50歳	以上 :	1方向

▼実施医療機関

10 名

南奈良総合医療センタ

以上の女性

お問合せ先

保健福祉課

て胃部撮影

対象者

村内に住民票

がある20歳

以上の女性

村内に住民票

がある40歳

※子宮体部検診は行っておりません

50 歳、洪 満60歳、 黒滝村歯科診療所

後期高齢者 お口の健康診査

風し

んの抗体検査と

きい

き百歳体操

あ

んなこと

こんなこと

予防接種期間が

延長されました

生活の質 健康寿命の延伸を目的とします。 ◆対象者 高齢者の健康を保持・増進し (QOL) の向上を図り、

で、

まずは抗体検査を受けまし

の病院で無料で受けられます

O

ちの方は、

職場の健康診断や近隣

村が発行したクーポン券をお持

報

月1日現在)の奈良県後期高齢75歳・80歳・85歳(令和2年4

情

自己負担 者医療被保険者 なし

◆対象者

実施期間

6月1日~

12 月 20 日

昭和54年4月1日生まれの男性 昭和37年4月2日生まれから

(令和元年6月に無料で受けら

れるクーポン券を送付)

実施内容 る奈良県の歯科医療機関にて口 (社)奈良県歯科医師会に属す

クー

-ポン券利用期間

令和2年3月31日まで

申込方法 腔検診を実施

さい。 だき、 歯科医療機関へ事前ご予約 き)・被保険者証をご持参くだ 受診当日に受診券 (はが

づ

お問合せ先 より検診対象の被保険者の方へ奈良県後期高齢者医療広域連合 奈良県後期高齢者医療広域連合 送付されています。

80 7

29

8

4 3 0

令 ※クーポン券を紛失された方は さ 和3年3月31日までに延長 再発行しますのでご連絡くだ

お問合せ先 保健福祉課

※受診券(はがき)は5月下旬に

ご注意ください

予防接種も新型コロナウイルス 可能性があります。 関が中止または内容を変更する 感染症の動向に応じて、 いずれの特定健診・口腔健診・ 医療機

いきいき百歳体操は、 イスに

めざしましょう。 力をつけ、動きやすい体づくりを ワンポイントレッスン 座ってゆっくりと手足を動かして いきます。 体操を続けていき、 筋

たえます。 上げたりするときに使う筋肉をき 活で腕を横に上げたり、 みましょう。この運動は、 腕を横に上げる運動に挑戦して 物を持ち 日常生

①イスに座り、 ましょう。 安定した姿勢で軽く手をにぎり 足裏を床につけ

ましょう。手足を動かしていきましょう。 ②背すじはまっすぐにゆっくりと

活を心がけ、 活を心がけ、動きやすい体づくりいましょう。バランスのよい食生ながら、こまめに水分をとって行 をめざしましょう。 体操は、部屋の風通しをよくし

う。るか痛みのない範囲で行いま 関節に痛みがある時は運動を控え 体調がすぐれない時や 運動中

腕を横に上げる運動 (三角筋)





















●手首に重りをつけて、両手

口または鼻から内視鏡を挿入し

実施内容

歯周疾患検診 今年度中に満40歳、 湍

◆場所 ※対象の方に別途通知します。 満70歳になる方

◆お問合せ先 保健福祉課

広報く3たき No. 457

胃がん検診

役場で受診票の発行を事前に受け てから受診することができます。

胃がん検診を希望される方は、

下市消防署からのお知らせ

火遊び・花火による火災の防止

夏は、花火のシーズンでありますが、取扱い上の不注意から毎年 火災が発生しています。

素敵な思い出にするためにも、 以下のことに注意しましょう。

- ①子どもだけで花火をしない。
- ②周りに燃えやすい物がないか 確認する。
- ③水バケツを準備して確実に火を消す。
- ④風の強い日はしない。
- ◆お問合せ先 奈良県広域消防組合 下市消防署・黒滝分署

ケーシー先生の英語レッスン

~Casey's English lesson!~

ケーシー先生が今日から使える便利な英語を紹介します!

今月の一言 /Japanese word of the Month

Farewell! / さようなら!

"farewell party"で"送別会"になります。 しばらく会えなくなるような別れとして使われます。

新型コロナウイルス 感染拡大防止のため 外出自粛中ですので、 今月の写真は ありません。



飞岛[0号先生



【人権を確かめあう日】 黒滝村人権・同和問題 啓発活動推進本部

図書室だるり

わかすぎふれあいセンター図書コーナーには、現在約5,300冊の本があります。あなたの探している本もあるかもしれませんので、どしどしご利用ください。

- ■貸し出し日 月~金曜日(祝日は休み)
- ■貸し出し期間 2週間
- ※2週間以上になる場合は、教育委員会へ連絡してください。

(短編小説) かばん屋の相続 / 池井戸 潤

父が興したかばん屋を継ぐのを嫌がって大手銀行に就職した兄。兄不在のなかで、かばん屋をずっと支えてきた弟。その父親が亡くなった際に兄が持ち出した遺言状で、二人の関係が狂い始める。遺言状には弟ではなく、兄にかばん屋を継がせると書かれていたのだ。父親の死わずか一週間前に作成された疑惑の残るワープロ打ちの遺言状。

実在するかばん屋の相続争いを彷彿させる、担当銀行員の視点で描かれた"金融ミステリ"の名作。



自衛官募集のお知らせ

区分	一般曹候補生 (陸上・海上・航空自衛隊)	自衛官候補生 (陸上・海上・航空自衛隊)	予備自衛官補 (一般・技能)
対象	日本国籍を有する18歳以上33歳 未満の人 (採用予定月の末日現在)	18歳以上33歳未満の人 (採用予定月の1日から起算して 3月に達する日の翌月の末日現在)	<一般> 18歳以上34歳未満の人 <技能> 18歳以上で国家資格等を有する人 (資格により53~55歳未満)
受付期間	7月1日(水)~9月10日(木)	年間を通じて受付	7月1日(水)~9月11日(金)
試験日	<一次試験> 9月18日(金)~20日(日)の うち指定する1日 <二次試験> 10月9日(金)~14日(水)の うち指定する1日	受付時にお知らせします	10月3日(土)~6日(火)のき ち指定する1日
試験会場	航空自衛隊奈良基地(奈良市法華寺町)		
試験内容	<一次試験> 筆記試験、適性試験 <二次試験> 口述試験、 身体試験	筆記試験、口述試験、適性検査、 身体検査、経歴評定※ ※経歴評定とは、多様な経歴を有する受験 者の能力を総合的に評価するものです。	筆記試験、口述試験、適性検査、 身体検査

※職業説明会も開催します。転職や就職をお考えの方は、下記お問合せ先までご連絡ください。

◆お問合せ先 自衛隊奈良地方協力本部 五條地域事務所 ☎0747-22-3789

令和2年度奈良県警察官採用試験のお知らせ

区分	大卒区分	大卒区分以外
採用予定人員	男性56人程度 女性7人程度	男性29人程度 女性4人程度
受 験 資 格	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、 学校教育法による大学(短期大学を除く) を卒業した人または令和3年3月末日まで に卒業見込みの人	左記(大卒区分)以外の人
第1次試験日	教養試験・論(作)文試験 9月2	0日(日)
为 I 入	体力試験・口述試験 10月	10日(土)、11(日)のうち指定する1日
受付期間	郵送(簡易書留) 7月3 持参(直接下記受験申込先へ)	日(金)~8月21日(金)
	インターネット(県警HPから) 7月3	日(金)~8月17日(月)

※上記以外に、特別区分(「武道 A」「武道 B」「サイバー捜査官」)による採用試験を実施します。 詳しくは、下記お問合せ・お申込先までお問合せください。

◆お問合せ・お申込先 奈良県警察本部警務課採用係

〒630-8578 奈良市登大路町80番地 <代表>☎0742-23-0110(内線)2624

<採用フリーダイヤル>☎0120-351-204

URL http://www.police.pref.nara.jp/

人口・世帯数 (6月1日現在)

331 (-1)357人 (± 0) 688人 (-1)世帯 359世帯 (-1)

村の施設の電話番号 市外局番(0747)

役 場 62-2031 I P電話【0747-68-9200

 ~ 9203

防災無線電話音声対応サービス (専用ダイヤル) 62-9010 教育委員会 62-2314

I P電話【0747-68-9204】 診療所 62-2747

I P電話【0747-68-9700】 歯科診療所 62-2621 デイサービスセンター

(社会福祉協議会) 62-2850 I P電話【0747-68-9023】 こもれびホール 62-2280 黒滝駐在所 62-2034

観光施設に関することは、 観光施設指定管理者

(株) 黒滝森物語村 62-2770



診療所 診療時間のお知らせ

新型コロナウイルスの感染発生・拡大防止のため、次のとおり 診療時間を変更しています。

午前	9時~11時	通常の診療
וים ו	11時~	発熱等有症状の方の診療(要電話)
上浴	1時30分~3時30分	通常の診療
一仅	3時30分~	発熱等有症状の方の診療(要電話)

※熱や咳・だるさ・息苦しさがある場合、緊急を要する場合は、受診 される前に必ずお電話でお問合せください。

◆お問合せ先 診療所

農作業中の熱中症対策・刈払機の 使用についての注意

農作業中の熱中症による死亡事故が、夏季に集中して発生して います。特に高齢の農業従事者は発汗量が多く脱水しやすいため、 こまめな水分と塩分の補給や休憩をとりましょう。

また、刈払機(草刈機)による事故も急増しており、被害に遭 われた方の約半数が60歳以上となっています。刈払機を使う際 は特に以下の点に気を付けましょう。

- ①保護具を必ず装着しましょう。
- ②小石や枝、硬い異物などを除去し、付近に人がいないか確認し ましょう。
- ③障害物や地面にぶつかって起きる刈刃の跳ね(キックバック) に注意しましょう。
- ④刈刃に詰まった草や異物を取り除く際は、必ず機器を止めてか ら行いましょう。
- ○奈良県の熱中症対策サイト http://www.pref.nara.jp/11098.htm
- ○熱中症への注意呼びかけについて (奈良県関係課室の熱中症対策取り組み等) http://www.pref.nara.jp/item/228381. htm
- ◆お問合せ先 企画政策課 総務課



い の 涯学習の

黒滝 村